

第1表

6 東久五小 第159号
令和7年1月28日

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立第五小学校
校長名 古 矢 美 雪

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を基盤とし、自ら学ぶ意欲をもち、社会の変化に主体的に対応し、国際社会の中で信頼と尊敬を得ることができる自立した人間を育成するため、次のような教育目標を設定する。とりわけ「よく考え進んで行動する子」を重点目標とし、全教育活動を通して指導・支援し、目標の達成を目指す。

- | | | |
|-------|----------------|--------------------|
| ◎（知育） | よく考え進んで行動する子ども | 探究型の学習の実践・課題解決力の育成 |
| ○（徳育） | みんなと仲良くできる子ども | 自己肯定感・他者理解の育成 |
| ○（体育） | 心身ともに健康な子ども | 積極的な実践力の育成 |

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成に

(ア) 全教育活動を通して、人権教育全体計画に基づき、児童に人権教育の精神を正しく理解させる。児童参加型生徒会サミット等も活用しながら自己肯定感を高め、他を深く思いやり、健康で明るく心豊かな児童の育成を図る。

(イ) 東久留米市第3次特別援教育推進計画に即し、「個に応じた指導・支援の充実」を図る。引き続きユニバーサルデザインの視点をもった授業及び教育活動を推進し、個別最適な学び及び共に学び支え合うことができるインクルーシブ教育システムの構築を推進する。

イ 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

(ア) 校内研究として国語科の「書くこと」の学習に力を入れ、自分の考えをまとめ、的確に書き表す能力の育成を図る。小中連携ユニットを活用し、中学校区における小・中の実践共有を充実する。

(イ) 昨年度学校創立60周年の取組として実践した探究的な地域学習「ミラくる」を、引き続き充実させる。地域等の外部人材を活用し、体験活動を重視した取組を行う。

ウ 時代に要請にこたえる信頼される学校づくり

(ア) 学校評価の内容を踏まえた校長の経営方針に基づいて、主幹教諭の指導・助言を受けながら、分掌主任がそれぞれの役割を果たし、前年踏襲ではない新しい取組を取り入れながら、組織としての学校機能の強化を図る。

(イ) 教員の授業及び業務改善のため、校内のOJT研修の企画・運営を、主幹教諭の指導助言のもと若手教員に担わせ、主体的なOJT研修及び学校全体のボトムアップを図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、外国語活動、英語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 個別最適な学びと協働的な学びの更なる充実を図るため、自分の考えに基づいた課題解決ができるような学習活動を継続して行う。様々な学習の場面において、一人1台端末も活用しながら、児童の学習意欲も喚起していく。同時に児童のICT機器を活用する能力及び情報モラルに関する系統的な指導を行う。
- (イ) 「東久留米スタンダード」を活用して、家庭学習において学年・学級間で量や進度にばらつきがないように努める。自主学習やタブレット端末を活用して、児童の学習意欲を喚起する。学力調査の結果分析や授業改善推進プランをもとに授業力の向上に努める。
- (ウ) 年3回の小中連携ユニットの機会を活用して、9年間を見越した系統的な指導を推進する。幼保小の連携については、就学前の蓄積を基にしたスタートカリキュラムの作成やオープン1年生の日、毎年3月に保育園児による小学校訪問を実施し、幼保小連携を深める。また、青少協や地域、保護者との連携を図りながら、将来への夢や希望を醸成し、自らの豊かな人生設計へのイメージを形成させるキャリア教育を推進する。
- (エ) 持久走旬間や長なわ月間、がん教育などを通して、心身の健康増進を図る。また、華道体験をはじめとした日本の伝統文化理解の教育を学校2020レガシーとして継続する。
- (オ) 春に実施される運動会に向けて、走・跳の運動に重点的に取り組む。また、体力調査の結果を分析し、課題が見られる運動に重点的に取り組む。
- (カ) 英語専科を活用し、英語に慣れ親しむ活動やイングリッシュキャラバン、国際交流コンシェルジュなどの体験的な活動を通して、文化や言語についての理解を深めると共に、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力を育てる。

イ 特別の教科 道徳

- (ア) 道徳教育推進教師を中心として、展開や教材についての実践例をOJT研修で共有し、授業改善を図る。
- (イ) 道徳授業地区公開講座を実施し、地域や保護者との意見交換会を通して、児童の心の育成を図る。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 児童が自ら課題を見つけ、解決していく能力を育成するために、探究活動を通じて地域の自然、人材、施設などの環境を積極的に活用する。また、地域と学校が協力して計画的に体験活動を取り入れ、児童が地域の良さを学び、そのことを地域に働きかけるなどして「ミラくる」を推進する。
- (イ) 教科等横断的な視点や地域と連携した教育の推進に基づきながら、児童が自ら課題を見付け、課題解決に向かうようにカリキュラムを整える。

エ 特別活動

- (ア) 学級活動を通し、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせながら、集団の一員としてよりよい人間関係を築き、集団や個人の課題を見出だし、解決しようとする自主的・実践的な態度や能力の育成を図る。
- (イ) 代表委員会を中心とした自主的な活動に力を入れ、挨拶運動やユニセフ募金活動だけではなく、児童が活動の主体となって児童会行事を計画的に運営する力を育む機会を設ける。また、他市の小学校ともリモートで交流活動を進め、よりよい学校生活を送るために情報交換をし、リーダーとして行動する力を育てる。児童による研究委員会を設け、校内研究の柱となっている内容を児童が様々な形で発信し、学校全体の学びを深めていく。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 「主体的・対話的で深い学び」のある授業を実践するため、明確なねらいの下、問題解決的な学習や体験的な活動や自力解決や関わり合い、振り返りの場を設定し、児童が達成感や成就感を味わえるような活動を設定する。また、個に応じた指導や、習熟度別指導を取り入れ、授業改善を進める。
- イ 「思考力・判断力・表現力等」を高めるため、教科等横断的な視点の下、全ての教科等の指導を通して1単位時間の中で、自分の考えをまとめたり、表したりする時間を設け、書くこと、話すことを日常化して定着させる。
- ウ カリキュラム・マネジメントの視点から、授業実践、校内研究、1単位時間の弾力的な編成による関連を明確にしたり、学年内において主に特別の教科道徳を中心とする交換授業を取り入れたりと、各教科等の年間指導計画、評価計画を充実させることにより、授業の質的向上を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) いじめにつながる行動を早期に解決するため、全学級で必ず「いじめアンケート」を基にした児童との面談を行い、教員と児童とのコミュニケーションを多くとり、児童理解を深め、学年間で定期的に情報共有を行う。また、いじめが起こったときはいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。
- (イ) 毎月の生活指導目標を設定するとともに、看護当番による指導や週 1 回の生活指導夕会で児童の実態について情報交換し、指導の徹底を図る。
- (ウ) 年 3 回の「五小人権尊重強化月間」の期間を重点的な指導の期間と位置付け、人権尊重及び生命尊重に関する授業を重点的に行う。人権ポスターや人権作文の作成を通して、児童の人権意識を涵養する。
- (エ) 「不登校ゼロ」を目指し、一人一人に居場所がある学級づくりを重視し、学級での観察及び週に一度の生活指導夕会での情報共有において未然防止を図るとともに、問題の解決にあたっては、保護者との連携を密に行い、スクールカウンセラーやこども家庭センター、SSW、フリースクールなどの関係諸機関の支援を受け、個別支援シートを作成して、継続的に対応する。
- (オ) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、特別支援コーディネーターを核とした相談体制の充実を図る。場合によっては、スクールカウンセラー、日本語指導教員等による支援を行うなど、心のケアに配慮する。
- (カ) 毎月行う避難訓練やセーフティ教室及び、SOS の出し方に関する教育を通して、自分の身は自分で守る意識を育む。また、薬物乱用防止教室やがん教育を通して、学校医をゲストティーチャーとして招き、連携を深める。

イ 進路指導 児童の個性や能力の伸長、キャリア教育の視点から

- (ア) 年 3 回行われる小中連携の日の他に、小中間で卒業生に関する情報を共有する。特に、不登校に関わる情報は、記録として残し、確実に中学校へつなげる。
- (イ) 学校や地域の行事等を通して、様々な役割や仕事があることを知り、自分にできることを見付けて活動させることで、達成感や成就感を味わわせ、働く喜びを体得させる。また、自己の将来のつながりを意識しながら社会的自立に向けて必要な能力や資質を身に付けさせる。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

- (ア) 月に 1 回「校内委員会」やスクールカウンセラーの勤務日に「SC 連絡会」を設定したりするなど、関係機関との共通理解を図り、連携型個別指導計画・学校生活支援シートの作成・活用をしながら、発達に課題のある児童・特別な支援を要する児童について、個に応じた指導の充実を図る。
- (イ) 授業のユニバーサルデザインの推進や特別支援教育の研修会を開催するなど、教師が特別支援教育の知識とスキルを身に付けることで、個に応じた指導・支援を充実させる。

イ 特別支援教室

- (ア) 巡回指導教員及び特別支援教育専門員と学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーが連携し、児童の状況把握と個に応じた指導の方針を定めたり、教材作成等を行ったりしながら協力し、学校全体で児童が互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築くことができるように努める。

(5) その他

- ア 2 学期に行われる「さわやか月間」において人権作文及び人権ポスター作品を表彰したり、作品を校内放送したりしながら、人権教育に関する意識を向上させる。偏見や差別を許さないという意識を喚起させる。
- イ 学校図書館司書との連携を深め、調べる学習コンクールやブックトーク、読書タイムや読み聞かせ活動など、本に親しむ取り組みを全学年に浸透させる。
- ウ 行事や学校公開などを通して、保護者や地域とともに歩む学校をつくる気風を育む。また、新たに設定した通学路について、検討を重ね、引き続き通学路の安全確保に努める。
- エ 各教員のキャリアや職層に応じて求められる資質・能力を踏まえ、校内組織を見直すことで、一人一人に明確な責任を持たせ、業務遂行に対する責任感を育成する。